

平成二十一年度住民税のお知らせ

税制改正により公的年金受給者の住民税の納税方法が一部改正がされました。

現在、公的年金を受給されており住民税の納税義務のある方には、年四回、口座振替か納付書による現金納付で納めていただいています。が、税制改正により本年十月支給分の年金から住民税の引き落としが始まります。この制度導入により、市町村へ直接納税されることとなるため納税の手間が省かれます。

この制度の導入は、納税方法を変更するものですので、新たな税負担が生じることはありませんので、二十一年度の住民税額のうち半分については、六月と八月に、これまでどおりの方法で納めていただきます。また引き落としの対象は年金所得から計算した住民税のみです。給与所得や事業所得などから計算した住民税は従来の方法で納めていただきます。

詳しくは、今後お知らせするとともに、該当となられる方へは直接ご案内いたします。

自動車税・軽自動車税の納税は六月一日までに

平成二十一年度の自動車税、軽自動車税の納期限は六月一日(月)です。

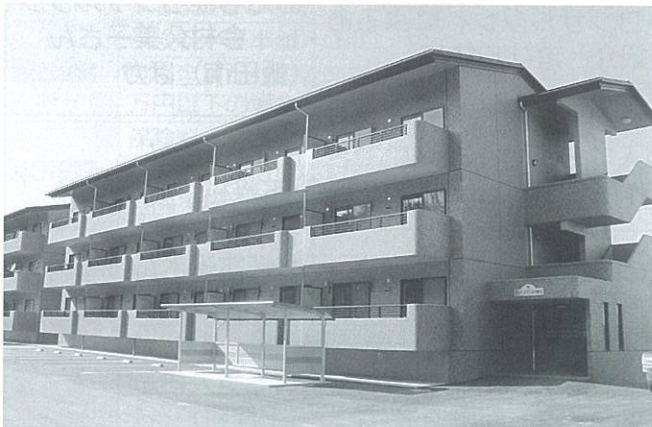
自動車税・軽自動車税は、毎年四月一日現在自動車等を所有されている方に課税されます。お手元に届けられます納税通知書により、お近くの金融機関等で納付してください。

納められた時の領収書には「納税証明書」がついており、車検の際に必要なりますので、大切に保管しておきましょう。

また現在、納付書により現金で納税されている皆様へは、安全・便利な口座振替への変更もできますのでご利用ください。

お問い合わせは

- ◎自動車税 下伊那地方事務所税務課 (電話〇二六五―二二二―一 一一一) へ
- ◎軽自動車税 下條村役場税務係 (電話二七―二二二―) へ



**初の村内企業向け
第11メゾンコスモス
完成!**



小松原の第十メゾンコスモス横の敷地に、昨年の十一月から施工してありました第十一メゾンコスモスが三月中旬に完成しました。

この第十一メゾンの特徴は、従来の世帯向け2LDKではなく、村内企業にお勤めの方向けの1LDKの単身用住宅である点です。

三階建てで全十五部屋を確保し、うち八部屋は「光の園」七部屋を「株式会社アイシー」と契約を結んでいます。

四月一日から実際に入居が始まっており、村内の快適な住宅からの通勤が可能となりました。